

福岡県医発第193号(地)
平成20年4月22日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

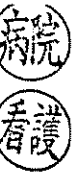
厚生労働省医政局関係補助事業実施要綱の送付について

標記の件につきまして、日本医師会より厚生労働省医政局関係の各種国庫補助事業の平成20年度実施要綱が送付されてまいりましたので、お送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(地I9)

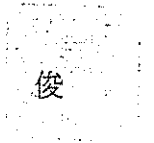
平成20年4月17日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

羽生田 俊



厚生労働省医政局関係補助事業実施要綱の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局関係の各種国庫補助事業について、平成20年度の実施要綱を入手いたしましたので、貴職にお送り申し上げます。

病院内保育所運営事業や助産師養成所開校促進事業（新規）をはじめ、これらの事業の多くは医療機関や地域医師会にも関わりのあるものになります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。





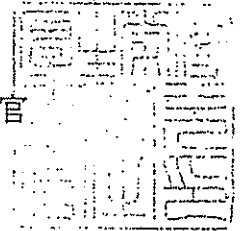
1

厚生労働省発医政第0331018号

平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



病院内保育所運営事業の実施について

標記については、平成17年4月1日厚生労働省発医政第0401037号本職通知の別紙「病院内保育所運営事業実施要綱」により実施されているところであるが、今般、同要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。

別添

病 院 内 保 育 所 運 営 事 業 実 施 要 綱 新 旧 対 照 表

(傍線が改正部分)

新	旧
病院内保育所運営事業実施要綱 第1～3 (略) 第4 実施主体 病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人<u>(ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。)</u>及び民法第34条の規定により設立された法人等とする。 <u>ただし、第9に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。</u>	病院内保育所運営事業実施要綱 第1 目 的 この制度は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。 第2 補助対象事業 補助対象事業は第4に掲げる法人等が第1に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。 第3 補助対象施設 補助対象施設は第6に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。 なお、標準的な保育料については、別に定めるものとする。 第4 実施主体 病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人等とする。

第5 実施主体の義務

実施主体は施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第7 （略）

第8 緊急一時保育

緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第9 施設整備事業

病院及び診療所において、病院内保育所を新たに開設するために行う新築・増改築及び改修事業とする。

第10 国の補助

国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。

第5 実施主体の義務

実施主体は設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、児童2人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第7 病児等保育

病児等保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第8 国の補助

国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。

別 紙

病院内保育所運営事業実施要綱

第1 目 的

この制度は、病院及び診療所に従事する職員のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行うことを目的とする。

第2 補助対象事業

補助対象事業は第4に掲げる法人等が第1に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業（以下「病院内保育所運営事業」という。）とする。

第3 補助対象施設

補助対象施設は第6に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。

なお、標準的な保育料については、別に定めるものとする。

第4 実施主体

病院内保育所運営事業の実施主体は国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合及びその連合会、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合及びその連合会、社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）及び民法第34条の規定により設立された法人等とする。

ただし、第9に掲げる施設整備事業については、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会を含むものとする。

第5 実施主体の義務

実施主体は施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重するものとする。

第6 病院内保育施設の種別

病院内保育施設の種別はA型及びB型とし、A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。

ただし、児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし、B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは、B型特例とする。

第7 病児等保育

病児等保育の実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第8 緊急一時保育

緊急一時保育については、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間において緊急の勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約をしている保育サービス提供者において保育を行った場合とし、実施に係る基準については、別に定めるものとする。

第9 施設整備事業

病院及び診療所において、病院内保育所を新たに開設するために行う新築・増改築及び改修事業とする。

第10 国の補助

国は予算の範囲内で病院内保育所運営事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。



医政発第0331025号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



助産師養成所開校促進事業の実施について

産科医療の確保の観点から、正常産を扱うことが出来る助産師の役割が重要となっており、助産師養成を促進するため、今般、別紙「助産師養成所開校促進事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成19年4月16日医政発第0416014号本職通知「助産師養成所（定時制）開校促進事業の実施について」は、廃止する。

助産師養成所開校促進事業実施要綱

1. 目 的

この事業は、助産師養成所の設置を予定している者を支援することにより助産師養成を促進することを目的とする。

2. 事業内容

助産師養成所の設置準備に必要な専任教員を配置し、円滑な開校に向けたカリキュラムの策定等を行うものとする。

補助先は助産師養成所の設置等計画に係る審査を受けている者に限る。

3. 補助事業

次に掲げる者が行う助産師養成所の助産師養成所開校促進事業に対して都道府県が補助する事業

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、国家公務員共済組合及びその連合会、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人並びにその他厚生労働大臣が認める者

4. 国の補助

国は、予算の範囲内で、助産師養成所開校促進事業に要する経費について、別に定める基準により補助するものとする。



医政発第0331026号
平成20年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の
一体型サービス提供モデル事業の実施について

医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供について検討を行うため、別紙「医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業実施要綱」により行うこととしたので通知する。

なお、実施要綱による委託事業を実施する都道府県には、別途通知する。

別 紙

医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の 一体型サービス提供モデル事業実施要綱

1. 目 的

近年の医学の進歩、医療技術の高度化・専門分化等により、個々の疾病の治癒率が向上し、在宅で療養生活をする者も増えてきている。また、そうした中で、難病やターミナル等、医療依存度の高い在宅療養者も増加してきている。

このような医療依存度の高い在宅療養者の生活の安定を図るためには、看護と介護ニーズを併せ持つ複雑で多様なサービス提供が求められており、訪問看護と訪問介護の一層の連携により個別性に応じた生活支援を行うことが必要となっている。

本事業では、これを踏まえ、訪問看護と訪問介護の一体型サービスの提供を試行的に実施することにより、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）に対する訪問看護・介護サービス提供のあり方を検討することを目的とする。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

ア 検討会の開催

医療依存度の高い在宅療養者に対する、一体型サービス提供方式（訪問看護・訪問介護を一体的に行うサービス（以下「一体型サービス」という）の提供方式）について、次のイ、ウを踏まえ実施効果等の具体的な検討を行うため、都道府県及び市町村の保健医療福祉関係者、都道府県または郡市医師会、都道府県看護協会、訪問看護ステーション及びヘルパー事業所等の代表者等により構成される検討会を開催する。

イ 一体型サービスの試行

訪問看護ステーションにおいて介護福祉士又はホームヘルパーを雇用し、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）に対する一体型サービスを計画するとともに、各々の専門性を活かしながら協同でサービスを試行的に実施する。

ウ 一体型サービスの評価

訪問看護ステーションにおいて、下記の事項について、サービスの効率及び効果等の観点から評価を行う。

- ・医療依存度の高い対象者の生活支援等に関する課題
- ・一体型サービスの実施による医療依存度の高い対象者に対するケアの効果等
- ・一体型サービスの実施による訪問看護・訪問介護サービス提供体制への影響及び、訪問看護と訪問介護の協同における課題等

4. 事業実施期間

原則として12ヶ月とする。

5. 委託対象外経費

医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く）の訪問に係る食費、交通費、及び医療保険等の対象となる経費は委託対象外経費とする。

6. 実施計画の提出

都道府県は事業実施計画を厚生労働省医政局看護課へ提出し、承認を受けなければならない。

7. 報告書

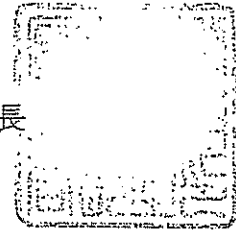
一体型サービスの実施効果等について検討会で評価を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課あてに提出すること。



医政発第0331027号
平成20年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施について

標記については、平成18年7月7日医政発第0707008号本職通知の別添「専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施されているところであるが、今般、実施要綱の一部を次のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

4（2）ウ中「病院の」を削除する。

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業実施要綱

新	旧
別 紙 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業実施要綱 1. 目的 がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、都道府県が企画立案・評価し、臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。 2. 委託先 都道府県 3. 事業の内容 都道府県が専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の具体的な検討を行い、臨床実践能力の高い看護師の育成強化の推進を図るための実務研修を行うものとする。 4. 事業の実施 (1) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間 原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。 (2) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業（実務研修）の実施 事業の実施期間、定員、対象者及び研修実施医療機関 ア 実施期間 原則40日 イ 定 員 20人程度 ウ 対 象 者 がん看護又は糖尿病看護を実施している看護師 エ 研修実施医療機関 研修の実施に適した病院 (3) 委託対象外経費 対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。	別 紙 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業実施要綱 1. 目的 がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、都道府県が企画立案・評価し、臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。 2. 委託先 都道府県 3. 事業の内容 都道府県が専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の具体的な検討を行い、臨床実践能力の高い看護師の育成強化の推進を図るための実務研修を行うものとする。 4. 事業の実施 (1) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間 原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。 (2) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業（実務研修）の実施 事業の実施期間、定員、対象者及び研修実施医療機関 ア 実施期間 原則40日 イ 定 員 20人程度 ウ 対 象 者 がん看護又は糖尿病看護を実施している病院の看護師 エ 研修実施医療機関 研修の実施に適した病院 (3) 委託対象外経費 対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

5. 実施計画の提出

都道府県は専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

別 紙

専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業実施要綱

1. 目的

がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、都道府県が企画立案・評価し、臨床実務研修を実施することにより、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

都道府県が専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の具体的な検討を行い、臨床実践能力の高い看護師の育成強化の推進を図るための実務研修を行うものとする。

4. 事業の実施

- (1) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催

実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

- (2) 専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業（実務研修）の実施事業の実施期間、定員、対象者及び研修実施医療機関

ア 実施期間 原則40日

イ 定 員 20人程度

ウ 対 象 者 がん看護又は糖尿病看護を実施している看護師

エ 研修実施機関 研修の実施に適した病院

- (3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

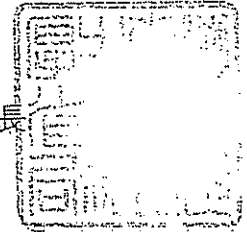
専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師育成事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。



医政発第0331028号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



院内助産所・助産師外来開設促進事業等の実施について

産科医療の確保の観点から、妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、今般、別添「院内助産所・助産師外来開設促進事業及び助産師活用地域ネットワークづくり推進事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

院内助産所・助産師外来開設促進事業及び助産師 活用地域ネットワークづくり推進事業実施要綱

第1 「院内助産所」「助産師外来」施設・設備整備事業

1. 目 的

この事業は、妊産婦等の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に「院内助産所」「助産師外来」（以下「院内助産所等」という。）の開設を促進することを目的とする。

2. 補助対象

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関等」という。）の開設者が、新たに医療機関等の施設内に院内助産所等を開設する場合の施設整備及び設備整備を交付の対象とする。

（ただし、公立の医療機関等を除く。また、産科又は産婦人科の診療科を有する医療機関等に限る。）

3. 定 義

この実施要綱における「院内助産所」とは、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行い、また、「助産師外来」とは、医療機関等において、外来で、正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行うものとする。

第2 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業

1. 目 的

院内助産所等の開設を促進するため、院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者や、院内助産所等で助産や妊産婦の相談業務等に従事する医師や助産師に対する研修を行い、安全・安心・快適なお産の場の確保を目的とする。

2. 補助対象

都道府県（委託を含む。）が実施する事業を補助対象とする。

3. 実施方針

(1) 都道府県において、院内助産所等を開設しようとする医療機関の管理者や医師、助産師等を募集するとともに、研修場所や研修内容の調整を行う。

- (2) 研修については、先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる医療機関での研修や、院内助産所等を開設しようとする医療機関等に先駆的な院内助産所等の体制整備に取り組んでいる産科・産婦人科の医師や助産師、医療機関管理者を招聘し実施するものとする。
- (3) 研修内容については、以下のような研修を実施するものとする。
- ・産科・産婦人科医師や助産師等による安全管理や、医師と助産師との連携・協働体制の整備のあり方
 - ・その他 1. の目的に資するもの
- (4) 研修については、一医療機関からの複数人の参加及び複数の機会でも可能とするなど、参加者への配慮を行うことが望ましい。

第3 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業

1. 目的

助産師を活用する体制の整備を進めるため、各都道府県に、助産師の養成・確保・活用策や医療機関等の連携体制、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。）第20条第1号に規定する学校（以下「助産師学校」という。）及び第20条第2号に規定する助産師養成所の学生の実習の場の確保等を協議する「助産師確保連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、助産師の確保・活用を図ることを目的とする。

2. 補助対象

都道府県が設置する協議会に要する経費を補助対象とする。

3. 実施方針

(1) 都道府県に、助産師養成所、助産師養成課程を有する大学・短期大学及び産科医療機関を含む関係者からなる協議会を設置する。

(2) 協議会においては、助産師の養成・確保・活用策について協議する。

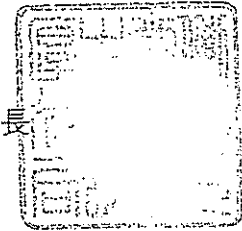
その際には、助産師の確保が困難な医療機関等での助産師確保策に関する地域の関係医療機関との連携方法や、「産科診療所における助産師確保モデル事業」も活用したいいわゆる潜在助産師の助産業務への復帰支援策、助産師学校・助産師養成所の学生実習の場の確保、助産所助産師の連携・活用等、都道府県の地域の実情に応じた対策を検討するものとする。



医政発第0331029号
平成20年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



産科診療所における助産師確保モデル事業の実施について

標記については、平成18年7月7日医政発第0707007号本職通知の別紙「産科診療所における助産師確保モデル事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施されているところであるが、今般、実施要綱の一部を次のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

1. 4(2)ア(1)中「原則60日」を「30日～60日程度」に改める。
2. 4(2)イ(1)中「原則40日」を「20日～40日程度」に改める。

産科診療所における助産師確保モデル事業実施要綱新旧対照表

新	旧
別 紙 産科診療所における助産師確保モデル事業実施要綱 1. 目的 助産師の産科診療所への就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、産科診療所における安心・安全な助産の充実を図る。 2. 委託先 都道府県 3. 事業の内容 都道府県が産科診療所における助産師確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行うものとする。 4. 事業の実施 (1) 助産師確保対策事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間 原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。 (2) モデル事業の実施 ア モデル1（潜在助産師） 事業の実施期間、定員	別 紙 産科診療所における助産師確保モデル事業実施要綱 1. 目的 助産師の産科診療所への就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、産科診療所における安心・安全な助産の充実を図る。 2. 委託先 都道府県 3. 事業の内容 都道府県が産科診療所における助産師確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行うものとする。 4. 事業の実施 (1) 助産師確保対策事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間 原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。 (2) モデル事業の実施 ア モデル1（潜在助産師） 事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 30日～60日程度

(2) 定員 10人程度

イ モデル2（助産師免許を取得していて病院等に就業している看護師）

事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 20日～40日程度

(2) 定員 10人程度

※モデル1及びモデル2を併せて実施することも可

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は産科診療所における助産師確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

産科診療所における助産師確保モデル事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

(1) 実施期間 原則60日

(2) 定員 10人程度

イ モデル2（助産師免許を取得していて病院等に就業している看護師）

事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 原則40日

(2) 定員 10人程度

※モデル1及びモデル2を併せて実施することも可

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は産科診療所における助産師確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

産科診療所における助産師確保モデル事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

別 紙

産科診療所における助産師確保モデル事業実施要綱

1. 目的

助産師の産科診療所への就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、産科診療所における安心・安全な助産の充実を図る。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

都道府県が産科診療所における助産師確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行うものとする。

4. 事業の実施

(1) 助産師確保対策事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催

実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

(2) モデル事業の実施

ア モデル1（潜在助産師）

事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 30日～60日程度

(2) 定 員 10人程度

イ モデル2（助産師免許を取得していて病院等に就業している看護師）

事業の実施期間、定員

(1) 実施期間 20日～40日程度

(2) 定 員 10人程度

※モデル1及びモデル2を併せて実施することも可

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は産科診療所における助産師確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

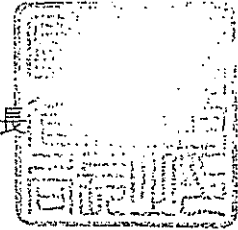
産科診療所における助産師確保モデル事業の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。



医政発第0331030号
平成20年3月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保
モデル事業の実施について

標記については、平成18年7月7日医政発第0707006号本職通知の別紙「看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施されているところであるが、今般、実施要綱の一部を次のとおり改正し、平成20年4月1日から適用することとしたので通知する。

4（2）ア中「原則60日」を「20日～60日程度」に改める。

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱新旧対照表

新	旧
別 紙 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱 1. 目的 潜在看護職員の再就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在看護師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員の確保を図るとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図る。 2. 委託先 都道府県 3. 事業の内容 都道府県が看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在看護師等を対象に教育研修が充実している病院での臨床実務研修及び看護職員の確保が困難な地域・医療機関に指導看護師と研修看護師等を派遣し、臨床実務研修を行うとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図るための実務研修を行うものとする。 4. 事業の実施 (1) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間 原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。	別 紙 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱 1. 目的 潜在看護職員の再就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在看護師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員の確保を図るとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図る。 2. 委託先 都道府県 3. 事業の内容 都道府県が看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在看護師等を対象に教育研修が充実している病院での臨床実務研修及び看護職員の確保が困難な地域・医療機関に指導看護師と研修看護師等を派遣し、臨床実務研修を行うとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図るための実務研修を行うものとする。 4. 事業の実施 (1) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催 実施期間 原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

(2) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施

事業の実施期間、定員

ア 実施期間 20日～60日程度

イ 定員 10人程度

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

(2) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施

事業の実施期間、定員

ア 実施期間 原則60日

イ 定員 10人程度

(3) 委託対象外経費

対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。

別 紙

看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業実施要綱

1. 目的

潜在看護職員の再就業の促進を図るため、都道府県が企画立案・評価し、潜在看護師等を対象に臨床実務研修を行うことにより、看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員の確保を図るとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図る。

2. 委託先

都道府県

3. 事業の内容

都道府県が看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の具体的な検討を行い、潜在看護師等を対象に教育研修が充実している病院での臨床実務研修及び看護職員の確保が困難な地域・医療機関に指導看護師と研修看護師等を派遣し、臨床実務研修を行うとともに、当該地域等の看護師等の資質の向上を図るための実務研修を行うものとする。

4. 事業の実施

- (1) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の企画、立案及び評価を行うための検討会の開催

実施期間

原則として12月とする。なお、検討会を適宜開催する。

- (2) 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施事業の実施期間、定員

ア 実施期間 20日～60日程度

イ 定 員 10人程度

- (3) 委託対象外経費

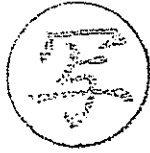
対象者に係る宿泊費、食費、交通費等は委託対象外経費とする。

5. 実施計画の提出

都道府県は看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施計画を厚生労働省へ提出し、承認を受けなければならない。

6. 報告書

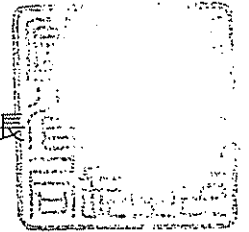
看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保モデル事業の実施の進捗にあわせて定期的に検討会において評価等を行い、その結果について報告書を作成し、厚生労働省医政局看護課長あて送付すること。



医政発第0331032号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



病院内保育所運営事業における標準的な保育料等について

標記については、平成19年1月17日厚生労働省医政発第0117011号本職
通知「病院内保育所運営事業における標準的な保育料等について」に規定する標
記について、今般、別紙新旧対照表のとおり一部を改正し、平成20年4月1日か
ら適用することとしたので通知する。

○「病院内保育所運営事業における標準的な保育料等について」新旧対照表

(傍線が改正部分)

新

1「病院内保育所運営事業実施要綱」の第3に規定する標準的な保育料（以下「標準保育料」という。）については、次の表の世帯の階層区分に応じ、同表の右欄の金額とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			標準保育料（月額）
階層区分	定 義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	10,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	14,000円
第4階層		40,000円未満	20,000円
第5階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	27,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	35,000円
第7階層		413,000円以上	45,000円

ただし、同一世帯から2人以上の児童を保育委託する場合には、
第1子相当 標準保育料表に定める額
第2子相当 標準保育料表に定める額×0.5
第3子以降相当 標準保育料表に定める額×0.1
を標準保育料とする。（ただし、1人当たり10,000円を下限とする。）

2（略）

(1)対象児童
ア.（略）

イ.（略）

旧

1「病院内保育所運営事業実施要綱」の第3に規定する標準的な保育料（以下「標準保育料」という。）については、次の表の世帯の階層区分に応じ、同表の右欄の金額とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			標準保育料（月額）
階層区分	定 義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	10,000円
第3階層		市町村民税課税世帯	14,000円
第4階層		40,000円未満	20,000円
第5階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 140,000円未満	27,000円
第6階層		140,000円以上 370,000円未満	35,000円
第7階層		370,000円以上	45,000円

ただし、同一世帯から2人以上の児童を保育委託する場合には、
第1子相当 標準保育料表に定める額
第2子相当 標準保育料表に定める額×0.5
第3子以降相当 標準保育料表に定める額×0.1
を標準保育料とする。（ただし、1人当たり10,000円を下限とする。）

2「病院内保育所運営事業実施要綱」の第7に規定する病児等保育の実施に係る基準については、以下の通りとする。

(1)対象児童
ア. 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所（病院内保育所を含む。以下同じ。）に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

イ. 保育所に通所している児童ではないが、（ア.）と同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

新	旧
(2)対象疾患等 (略) (3)施設 (略) (4)職員配置等 ア. (略) イ. (略) ウ. (略) エ. (略) (5)利用事務手続等 ア. (略) イ. (略) (6)保育料の徴収 (略) (7)その他 (略)	(2)対象疾患等 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。 また、原則として7日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を越えて保育できるものとする。 (3)施設 病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が2人以上横臥でき、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。 (4)職員配置等 ア. 病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。 なお、病児等の児童数が2名を越える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とすること。 イ. 児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。 ウ. 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。 エ. 他の児童への感染の防止に配慮すること。 (5)利用事務手続等 ア. 利用事務手続については、都道府県又は実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。 イ. 利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。 (6)保育料の徴収 病児等保育の実施に係る費用については、1日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。） (7)その他 病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとする。

新

旧

3

「病院内保育所運営事業実施要綱」の第8に規定する緊急一時保育の実施に係る基準については、以下の通りとする。

(1)対象児童

24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児又は幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年児童を含む。）。

(2)対象となるサービス

病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約を行い、(1)により医療従事者の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3)緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所、都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家族並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

4

「平成20年度医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の6.（8）②別表2(8)イ（病院内保育所運営事業）に規定する保育料収入相当額は、保育児童ごとに次の表の世帯の階層区分に応じ、同表の右欄の金額に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			控除基準額（月額）
階層区分	定 義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯		0円
第3階層	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	4,000円
第4階層		40,000円未満	10,000円
第5階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	17,000円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	25,000円
第7階層		413,000円以上	35,000円

ただし、同一世帯から2人以上の児童を保育委託する場合においては、第2子以降相当児童について、標準保育料と10,000円の差に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

また、保育料収入相当額の算出に当たっては、A型特例については保育児童2人相当額、A型については保育児童5人相当額、B型（B型特例を除く）については保育児童10人相当額、B型特例については保育児童15人相当額を上限とする。

3

「平成19年度医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の6.（5）②別表2(5)イ（病院内保育所運営事業）に規定する保育料収入相当額は、保育児童ごとに次の表の世帯の階層区分に応じ、同表の右欄の金額に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			控除基準額（月額）
階層区分	定 義		
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯		0円
第3階層	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	4,000円
第4階層		40,000円未満	10,000円
第5階層	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 140,000円未満	17,000円
第6階層		140,000円以上 370,000円未満	25,000円
第7階層		370,000円以上	35,000円

ただし、同一世帯から2人以上の児童を保育委託する場合においては、第2子以降相当児童について、標準保育料と10,000円の差に保育月数を乗じた金額の合計額とする。

また、保育料収入相当額の算出に当たっては、A型特例については保育児童2人相当額、A型については保育児童5人相当額、B型（B型特例を除く）については保育児童10人相当額、B型特例については保育児童15人相当額を上限とする。

新	旧																				
5「平成20年度医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の6. (8)②別表2(8)イ(病院内保育所運営事業)に規定する病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数(以下、「負担能力指数」という。)による調整率は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄の負担能力指数ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。 ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。 <table><tr><th>区分</th><th>負担能力指数</th><th>調整率</th></tr><tr><td rowspan="3">基本額</td><td>5未満</td><td>1.0</td></tr><tr><td>5以上20未満</td><td>0.8</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0.6</td></tr></table> 6(略)	区分	負担能力指数	調整率	基本額	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	4「平成19年度医療提供体制推進事業費補助金交付要綱」の6. (5)②別表2(5)イ(病院内保育所運営事業)に規定する病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数(以下、「負担能力指数」という。)による調整率は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄の負担能力指数ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。 ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。 <table><tr><th>区分</th><th>負担能力指数</th><th>調整率</th></tr><tr><td rowspan="3">基本額</td><td>5未満</td><td>1.0</td></tr><tr><td>5以上20未満</td><td>0.8</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0.6</td></tr></table> 5負担能力指数に係る基準については、別に定める。	区分	負担能力指数	調整率	基本額	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6
区分	負担能力指数	調整率																			
基本額	5未満	1.0																			
	5以上20未満	0.8																			
	20以上	0.6																			
区分	負担能力指数	調整率																			
基本額	5未満	1.0																			
	5以上20未満	0.8																			
	20以上	0.6																			